

委員長報告

本委員会は、去る12月12日の本会議において付託を受けた議案9件について、14日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第2号 田辺市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、同議案第13号 町の区域の変更について、同議案第15号 令和5年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第16号 令和5年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第22号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について、同議案第26号 田辺市手数料条例の一部改正について及び同議案第27号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分の以上7件については、全会一致により、同議案第1号 田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び同議案第14号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第8号）の所管部分の以上2件については、起立多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第1号 田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正についてに関わって、人事院勧告を踏まえ給料等を増額するに当たり、正規職員と同様に会計年度任用職員を遡及対象としない理由について説明を求めたのに対し、「国においても、3か月以内の雇用期間や勤務日数が平均週2日程度の職員等については、遡及対象から外れることとなっている。本市の場合、様々な雇用形態がある中で、遡及対象とすることで扶養から外れてしまうケースがあるなど様々な影響を考慮するには、全ての会計年度任用職員の雇用形態を確認し、対象の職種を決めていく必要がある。そのため、田辺市職員労働組合との協議の中で、慎重な対応が必要であると判断したことから、今年度は遡及を行わず、次年度から増額を行うことで妥結に至っている」との答弁がありました。

また、今回の田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正に関わって、委員から、議案第1号 田辺市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び同議案第14号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第8号）の所管部分についての修正動議が提出されましたが、修正案については、否決されたところであります。

以上、委員長報告といたします。

令和5年12月21日

総務企画委員会

委員長 宮 井 章

委員長報告

本委員会は、去る12月12日の本会議において付託を受けた議案12件について、13日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第4号 工事請負変更契約の締結について、同議案第5号 工事請負変更契約の締結について、同議案第7号 田辺市紀州備長炭記念公園の指定管理者の指定について、同議案第8号 田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」の指定管理者の指定について、同議案第9号 田辺市龍神温泉センターの指定管理者の指定について、同議案第10号 田辺市本宮渡瀬温泉センターの指定管理者の指定について、同議案第11号 田辺市本宮渡瀬緑の広場の指定管理者の指定について、同議案第12号 田辺市龍神木族館の指定管理者の指定について、同議案第14号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第8号）の所管部分、同議案第20号 令和5年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第2号）、同議案第21号 令和5年度田辺市水道事業会計補正予算（第2号）及び同議案第27号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第14号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第8号）の所管部分のうち、山村振興費に関わって、過疎集落再生・活性化支援事業費補助金の詳細説明を求めたのに対し、「県補助金を活用し、龍の里づくり委員会が実施する龍神村地域の活性化を図るための取組に対して補助を行うものである。令和7年度までの3年間を事業期間としており、本年度は、龍の活用をテーマとしたパネルディスカッション等の実施や龍神村ドラゴンミュージアム内展示空間のデザイン一新に係る設計のほか、来年の辰年にちなんだ各種イベントの情報発信媒体の制作を予定している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年12月21日

産業建設委員会

委員長 柳 瀬 理 孝

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月12日の本会議において付託を受けた議案11件について、13日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、5定議案第3号 田辺市特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、同議案第6号 訴えの提起について、同議案第14号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第8号）の所管部分、同議案第15号 令和5年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第16号 令和5年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第3号）の所管部分、同議案第17号 令和5年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第18号 令和5年度田辺市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第19号 令和5年度田辺市診療所事業特別会計補正予算（第1号）、同議案第27号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分、同議案第28号 田辺市国民健康保険税条例の一部改正について及び同議案第29号 令和5年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第3号 田辺市特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてに関わって、改正内容の概要と影響について説明を求めたのに対し、「本条例の改正は、現在は特別会計として経理している各種集落排水事業等について、総務省からの要請に応じて公営企業会計を適用し、今ある特定環境保全公共下水道事業会計と併せて、単一の公営企業会計とするものである。あくまで、損益や資産等を的確に把握することで、より適正な管理を図るための会計上の統合であり、それぞれの集落排水事業等の状況については、今後も個別に把握し管理していくため、施設の維持管理の在り方や市民サービスに変更はない」との答弁がありました。

次に、議案第27号 令和5年度田辺市一般会計補正予算（第9号）の所管部分のうち、児童福祉費に関わって、子ども食堂食材等高騰対策支援事業の対象となる団体数と支援内容について説明を求めたのに対し、「現在市内で子ども食堂を運営している4団体全てが対象となり、食材等が高騰する中、食堂運営費の負担軽減のため、各団体の令和5年度中の運営回数に応じて、段階的に設定した支援金を支払うものである」との答弁がありました。さらに委員から、本年度から県が子ども食堂の開設に対する補助制度を拡充したことを受け、今後の市の方針をただしたのに対し、「今回は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業である。来年度以降は、今後の状況を見定めながら、県と連携して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年12月21日

文教厚生委員会

委員長 福 榮 浩 義